

商業者等による地域貢献活動の推進に向けた来年度施策

※いずれも、令和6年2月県議会での令和6年度予算の議決が条件となります。

1 商業者等地域貢献活動推進事業（新規）

（概要）

- 条例の理念の具現化を促進するため、商店街と大規模小売店舗など、地域との連携が積極的に行われている地域貢献活動について、広く公募し、地域のニーズを踏まえた継続性のある優れた事例について、その活動団体等（商店街振興組合、商工会、大規模小売店舗、住民団体等）を表彰する。

（表彰事例数）

- 4事例程度

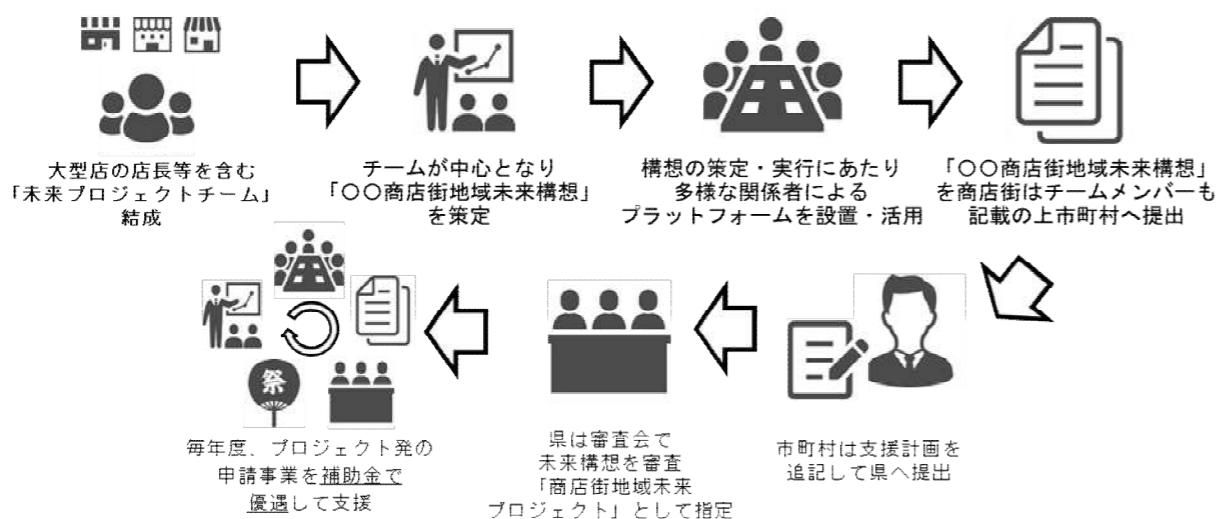
（想定される事例）

- 大規模小売店舗と商店街等の連携による地域特産品の販売コーナーやイベント等の実施
 - 商店街等と地域の連携による空き店舗を活用した地域コミュニティ拠点の運営 等
- （スケジュール（予定））
- 夏頃公募し、秋頃の審査を経て、年度末までに表彰（表彰式を開催予定）

2 商店街の未来を拓くプロジェクトの改正（【大型店連携型】の創設）

（概要）

- 同プロジェクトについて、これまで未来プロジェクトチームを結成し「若手商店主2名以上」が参画することが条件であったが、新たに「大型店の店長等1名以上」の参画による【大型店連携型】を創設する。
- 構想の策定、市町村への提出、審査を経て、指定された場合は補助金で優遇



※既存の若手商店主が参画するものは【若手主導型】と区分する

違いは未来プロジェクトチームに参画するのが、「若手商店主2名以上」か「大型店の店長等1名以上」かどうか

3 げんき商店街推進事業費補助金*での大型店と連携した地域貢献事業への支援強化

（概要）

- 商店街と大型店が協働して行う防災対策や地域特産品の発信等、地域貢献に資する事業を実施する場合は補助率を引き上げる。

（対象事業・要件）

- 同補助金のメニューのうち（C）地域コミュニティ活性化事業を対象。
- 協働する大型店名と、大型店の役割を申請書に記載。
- 補助事業全体に大型店が関わっていること。

（補助率）

- 5／9以内（通常は1／2以内、県から市町村への補助率）

*げんき商店街推進事業費補助金

商機能強化に向けた取組、地域コミュニティの担い手としての役割に着目した取組、人材強化に向けた取組、また、空き店舗の発生・増加を抑制する取組等により活性化を目指す商店街を支援するため、「まちづくり」の観点から、商店街活性化の主体的役割を持つ市町村が計画的に行う商店街活性化事業等に対して支援助成するもの。（いわゆる市町村を通じた間接補助金）

4 商業振興事業費補助金**での大型店と連携した地域連携事業のメニュー化

（概要）

- 商店街と大型店等の積極的な連携による地域貢献活動への取組を推進していくため、地域課題対応事業の補助対象に「地域連携事業」を新たに追加する。

（事業の例）

- 商店街等が大型店と実行委員会を組んで行うイベントブースを活用した商店街紹介事業やスタンプラリー事業等

（補助率）

- 会員数に応じて20～40%以内

**商業振興事業費補助金

地域経済の発展のために、商店街等が自主的かつ主体的に取り組む商業活動事業に対し助成する。（いわゆる商店街等への直接補助金）